

# 高知CALS／EC 電子納品運用に関するガイドライン 工事編 第5.0版

---

## 改定のポイント

(第4.1版→第5.0版)

平成30年11月

高 知 県

# 適用

---



平成31年1月1日以降に

新たに契約した工事に適用する

---

# 主な改定項目

---

 主な改定項目は、以下のとおりです。

1. 適用する要領・基準の見直し
  2. i-Constructionに関する項目を追加
  3. 情報共有システムに関する項目を追加
  4. その他
-

改定のポイント①

# 適用する要領・基準の見直し



適用する要領・基準について、見直し・追加を行いました。

要領・基準等	策定者	ガイドライン 第4. 1版	ガイドライン 第5. 0版
工事完成図書 <sup>①</sup> の電子納品要領	国土交通省	平成20年5月	平成28年3月
CAD製図基準		平成20年5月	平成29年3月
デジタル写真管理情報基準		平成20年5月	平成28年3月
地質・土質調査成果電子納品要領		平成20年12月	平成28年10月
i-Construction関連要領等 <b>NEW</b>		—	—

※CAD製図の運用については、ガイドラインをご確認ください。

# i-Constructionに関する項目を追加

---



高知県が取り組みを進めているi-Constructionについて、ICT活用工事の電子納品成果作成方法を明記しました。

## ◆電子納品に関連する要領・基準に「i-Construction関連要領等」を追加

- ・ i-Construction関連要領等については、国土交通省HPを参照してください。  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15\\_hh\\_000150.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15_hh_000150.html)

## ◆電子納品フォルダ構成に「ICONフォルダ」を追加

- ・ 格納するデータ類については、受発注者協議により決定することとする。
  - ・ データ類は「i-Constructionに関する電子納品 参考資料」  
(国土交通省 平成29年1月)を参照してください。
-

# 情報共有システムに関する項目を追加

---



平成28年度より一部の工事で試行を開始した、情報共有システム活用工事の電子納品成果作成方法を明記しました。

## ◆ 電子納品対象書類について、情報共有システム活用工事のみ納品の対象となる書類を追記

- ・ 情報共有システム内では永続的なデータの保持ができないことから、電子納品成果として提出を求めることとしました。
  - ・ 施工計画書については、全ての変更設計書も格納する必要があります。
  - ・ 各種チェックシート(付属資料)にも項目を追加。
-

# その他

---



## CREDASデータに関する項目の削除

高知県では、これまでの建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)に替わり、建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という)を利用することとしています。これにより、従来のCREDASデータ(LZH形式)の納品が不要となりました。

※ただし、再生資源利用(促進)計画書及び実施書は、施工計画書と併せてPDF形式での電子納品が必要です。



## CAD製図基準(平成29年3月)の適用について

- ・図面名称及びレイヤ名への日本語使用を規定しました。
- ・図面名称が図面番号から始まるように規定しました。



## デジタル写真に関する規定について

- ・デジタル写真の有効画素数を100万～300万画素程度までとしました。
- ・平成29年度より運用開始したデジタル工事写真の小黑板情報電子化については、デジタル写真の編集には該当しないものと明記しました。